

報告第 12 号

令和 7 年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 21 日提出

うるま市長 中村 正人

令和7年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率報告書

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.69)	— (16.69)	6.1 (25.0)	11.0 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」にて記載する。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載する。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」にて記載する。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載する。



う監 第 128001 号
令 和 8 年 8 月 6 日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 則



うるま市監査委員 佐 久 田 悟



令和7年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率に対する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和7年度 うるま市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1. 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和8年7月28日から令和8年8月6日まで

3. 審査の方法

うるま市監査基準(令和3年監査委員告示第7号)に準拠して、証憑突合、分析等、必要と認める審査手続きを実施した。ただし、重要な数値に限定し審査を行った。

第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、前記の方法により審査した限りにおいて、いずれも関係法令等に準拠して作成され、算定は適正であると認められた。

1. 健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和5年度	令和6年度	令和7年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	-	-	11.69
② 連結実質赤字比率	-	-	-	16.69
③ 実質公債費比率	6.2	6.1	6.1	25.0
④ 将来負担比率	-	4.9	11.0	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は赤字額がないことを表す

※将来負担比率の「-」は将来負担額を充当可能金額が上回っていることを表す

2. 資金不足比率

(単位：％)

資金不足比率	令和5年度	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	-	20.0
下水道事業会計	-	-	-	20.0

※「-」は資金に不足額がないことを表す

第3 審査の意見

1. 総合意見

令和7年度決算に基づく健全化判断比率については、全ての指標において早期健全化基準を下回っており良好な状態を示している。

また、公営企業会計の資金不足比率については、水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足は発生していないため比率は算出されていない。

2. 個別意見

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和7年度の実質赤字比率は△8.71%と黒字決算となっているため、比率は発生していない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和7年度の連結実質赤字比率は△19.72%と黒字決算となっているため、比率は発生していない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、元利償還金及び準元利償還金の合計額を標準財政規模（ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除）で除した比率で、3年平均により算出される。令和7年度の実質公債費比率は前年度と同一の6.1%となっている。早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模（ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除）で除した比率である。

令和7年度の将来負担比率は、将来負担額の増加や、充当可能財源等が減少したため、前年度から6.1ポイント上昇し11.0%となったが、早期健全化判断基準である350.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

(2) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業等における資金不足額を事業規模（料金収入）で除した比率である。

① 水道事業会計

令和7年度決算において資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

② 下水道事業会計

令和7年度決算において資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

報告第13号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年8月21日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙(示談書)のとおり専決処分する。

令和8年7月16日

うるま市長 中村 正人



示 談 書 (物件損害)

事故発生日時	令和 7 年 12 月 20 日 午前・午後 4 時 30 分頃		
事故発生場所	沖縄県うるま市具志川2336 具志川ドーム		
事故発生状況	上記日時場所において 出合頭(衝突・追突・正面衝突)により事故が発生した。 その他(接触)		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市		沖縄300た5909
当事者乙			

事故当事者		甲	乙
損 害 額		①金 円	②金 203,203 円
事故の責任割合		③ 100 %	④ 0 %
示 談 内 容	甲・乙 責任額	⑤甲は乙の損害の内 (②×③) 金 203,203円を負担する。	⑥乙は甲の損害の内 (①×④) 金 円を負担する。
	決済方法	1. 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し(甲・乙)が(乙・甲)に対し、金 円を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) ④. その他 (甲は乙に上記自己責任額⑤を支払う。以下余白)	

支 払 方 法	受取人の指定	受取人	
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 87,703円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 TEL 氏名	銀行 支店 振替 支所 フリガナ 口座名義 口座番号
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 115,500円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 TEL 氏名	銀行 支店 振替 支所 フリガナ 口座名義 口座番号
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 TEL 氏名	銀行 支店 振替 支所 フリガナ 口座名義 口座番号 普通・当・貯 通 産 蓄

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 令和 8 年 7 月 16 日

当事者 甲 住所 うるま市みどり町一丁目1番1号
氏名 うるま市長 中村 正人

運転者 住所
氏名

当事者 乙 住所
氏名

運転者 住所
氏名



様式第2号（第9条関係）

公用車事故報告書

決裁欄	副市長							所属		
	部長	課長	係長	部長	課長	係長	部長	局長	係長	
車両登録番号		沖縄300 た 5909					車種等	トヨタ ハイエース		
発生日時		令和7年12月20日（土曜日） 16時30分頃								
発生場所		うるま市字具志川2336 具志川ドーム								
同乗者		有（氏名 ） ・ 無								
（事故の状況） 第3回うるま市農林水産まつりが終了し、後片付けを行っているときに具志川ドーム施設内通路を走行中、停車していたの車両の横を通り抜けようとした際に、誤って相手方車両のドアミラーに接触し破損させてしまいました。 公用車には軽微な擦り傷ありますが、怪我人はいません。										
（事故状況略図）										
上記のとおり相違ありません。 令和7年12月22日 運転者 所属 氏名										

注 本様式には、附表を添付すること。

備考 決裁欄は、教育委員会の場合、適宜変更すること。

報告第14号

専決処分の報告について（物損事故）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年8月21日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和8年5月26日

うるま市長 中村 正人



示談書

2026年5月26日

第一当事者 (甲)	氏名 中村 正人	
	住所 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号	

第二当事者 (乙)	氏名 	
	住所 	

事故発生日時	2026年4月4日午前8時40分
事故発生場所	沖縄県うるま市立伊波中学校 東恩納県営団地側入り口側にある第一貯水槽前
事故状況	駐車場に出入りする入り口にあたる場所の雑草を刈り取る作業を行っていた。車が駐車場に止まっていたが、跳ね石の少ないチップソーを使っていたので5M離れていたのも大丈夫と思い作業をしていたところ、小石が飛んでガラス破損してしまった。以下余白。
示談内容	甲は乙に対し、保険事故に関する一切の損害賠償金として、金34,760円を修理工場に支払う。なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。 以下余白。

(様式第2号)

市監①

令和 年 月 日

全国市長会学校災害賠償補償保険事故報告書

損害保険ジャパン株式会社 御中

賠償補償保険事故について、次のとおり報告いたします。

また、私は本件事故について、損害を受けた被害者・財物の所有者(以下「相手方」といいます。)の個人情報取扱について、当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。

1. 貴社が、保険金の支払、支払の判断のために、相手方の個人情報を取得・利用すること。
2. 貴社が上記1. の利用目的のために、本件事故に関する関係先、等に提供あるいは登録を行い、また、これらの者から提供を受けることがあること。

都道
府県

市長

押印省略可

加入証 番号	全国市長会 領収日 (注1)	年 月 日	契約 類型	型 口
事故発生日時	令和 8 年 4 月 4 日 午前 午後 8 時 40 分			
事故発生場所	伊波中学校 東恩納県営団地側入り口側にある第一貯水槽前			
事故発生学校名	うるま市立伊波中学校			
事故の形態	1.賠償(身体賠償) 2.賠償(財物賠償) 3.補償 1.授業中 2.課外活動中 3.休憩時間中 4.校長承認下在学中 5.通学中 6.寄宿舎在舎中			
加害者氏名	(直接加害行為をした第三者がいる場合に記入してください。)		届 出 警察署名	
身 体 事 故	被害者	フリガナ		保護者 氏 名 (被害者が未成年の場合のみ記入)
		氏名	男 女 (才)	
	身 体 障 害	住所	TEL	
		程度	死亡 後遺障害 (見込) 入院 (日見込) 通院 (日見込)	
		部位		
治 療 病 院 名	症状	骨折 切断 創傷 打撲 火傷 その他 (	TEL	
財 物 事 故	所有者	(氏名) (住所)		
	損壊財物 の 名 称	ダイハツ(タント) 6BA-LA650S	損壊の 程 度	助手席側後部座席サイドガラス破損
	修理業者名	(注2) 担当者名	TEL	損 害 見込額

(注1) 加入証に表記のある領収日をご記入下さい。

(注2) 修理の着手を急ぐ場合は、事故報告書作成前に直接損保ジャパンにご連絡ください。

事故の発生状況	入会式で、保護者や来賓の皆様が駐車場に出入りする入り口にあたる場所の雑草を刈り取る作業を行っていた。車が駐車場に止まっていたが、跳ね石の少ないチップソーを使っていたので5M離れていたのが大丈夫と思い作業をしていたところ、小石が飛んでガラス破損してしまった。			
	右の図のように、赤い線の先にある木よりも右側で作業を行っていた。ところ、左側にある軽自動車に小石がとんで、後部座席のサイドガラスを破損した。	(事故発生状況図) 住宅 道路 草刈りをした緑地 5m ←事故車 駐車場 校舎		
事故の原因	チップソーは、小石が跳びにくいという思い込みがあり、距離があれば大丈夫と思い込んでいたことが、今回の事故につながった。			
被害者の意思表示	弁償してほしい			
その他特記事項	今回の件を十分反省し、今後は防護ネットを張りながら作業を進めていくよう配慮して取り組んでいきます。			
事故担当連絡先	所在地	〒 904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号		
	担当部署	教育委員会学務課	TEL	098-923-2159
	担当者名	●●●●	メールアドレス	kyo-gakumuka@city.uruma.lg.jp

報告第 15 号

専決処分の報告について（新石川調理場整備運営事業）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 21 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 事業名 新石川調理場整備運営事業
- 2 変更増額 9,989,980円
- 3 受注者 うるま石川学校給食サービス株式会社
代表取締役 嶋津 厚志

令和8年7月6日

うるま市長 中村 正人



報告第 16 号

放棄した債権の報告について（生活保護費返還金）

うるま市債権管理条例（平成 25 年うるま市条例第 20 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 21 日提出

うるま市長 中村 正人

様式第 1 3 号(第 1 2 条関係)

債 権 放 棄 報 告 書

(担当部課名)福祉部保護課

番号	債権名	放棄額計(円)	内訳	債権放棄年月日	放棄根拠	備考
			生活保護費返還金(円)			
1	生活保護費返還金	6,789,040	6,789,040	令和 8 年 3 月 31 日	うるま市債権管理条例第 13 条第 1 項 第 4 号	放棄件数 48 件
合計金額		6,789,040	6,789,040			放棄件数 48 件

報告第 17 号

放棄した債権の報告について（自立支援給付費返還金）

うるま市債権管理条例（平成 25 年うるま市条例第 20 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 21 日提出

うるま市長 中村 正人

様式第 1 3 号（第 1 2 条関係）

債権放棄報告書

（担当部課名）福祉部 障がい福祉課

番号	債権名	放棄額計（円）	内訳	債権放棄年月日	放棄根拠	備考
			自立支援給付費（円）			
1	自立支援給付費 返還金	1, 3 2 1, 5 0 4	1, 3 2 1, 5 0 4	令和 8 年 3 月 3 1 日	うる市債権管理条 例第 1 3 条第 1 項 第 2 号及び第 3 号	1 件 （訓練等給 付費）
合 計 金 額		1, 3 2 1, 5 0 4	1, 3 2 1, 5 0 4			1 件